

所得が少ない場合の費用負担は？

1 施設利用の負担軽減

居住費、食費が自己負担となった施設利用に関しては、所得が少ない方に居住費、食費の負担限度額を設定し、過重な負担とならないようにしています。

利用者負担段階 (対象者の例)	第1段階 (生活保護受給者など)	第2段階 (町民税世帯非課税で年金80万円以下)	第3段階 (町民税世帯非課税で第2段階以外)
月額上限 (従来の負担額)	2.5万円	3.7万円	5.5万円
	2.5万円	4.0万円	4.0万円

※特別養護老人ホームの多床室の場合

2 自己負担が高額になった場合の負担軽減

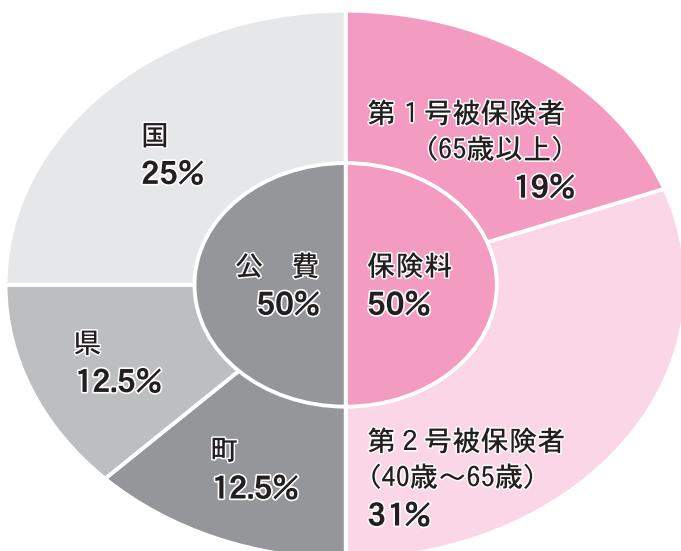
1ヶ月に支払った1割の利用者負担が高額になり、利用負担上限額を超えた場合には、申請により超えた分が「高額介護サービス費」として支給されます。同一世帯に複数の利用者がいる場合は、世帯の合計額となります（対象の方には町からお知らせします）。

区分	利用者負担上限額 (世帯合計)
第1段階（生活保護受給者など）	15,000円
第2段階（町民税非課税世帯であって課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下）	15,000円
第3段階（町民税世帯非課税で第2段階以外）	24,600円
第4段階（上記以外の方）	37,200円

保険料はどうなるの？

1 介護保険の財源

介護保険の保険料は、介護サービスの費用に充てられます。具体的には、今後3年間に見込まれるサービス量に基づいて今後かかる費用額を求め、これを保険料と公費で賄います。保険料は、65歳以上の方（第1号被保険者）が全体の19%を、40歳～64歳の方（第2号被保険者）が全体の31%を負担します。



※居宅給付の場合

2 65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、基準となる第4段階（世帯の誰かが町民税課税で、ご本人が町民税非課税の方）で、46,200円となりました。所得段階別には、次の表のとおりです。

なお、平成17年度の税制改正で、高齢者の非課税限度額が廃止されていますが、これによって保険料の負担額が急激に上昇しないよう、平成18年度から2年間は保険料を段階的に上げる経過措置を講じます。

段階	対象者	年間保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者	23,100円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	23,100円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、第2段階以外の方	34,650円
第4段階	世帯の誰かが町民税課税で本人が町民税非課税の方	46,200円
第5段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方	57,750円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	69,300円

3 40歳～64歳の方の介護保険料

40歳～64歳の方の介護保険料は、医療保険ごとに保険料が設定・徴収されます。

1 職場の健康保険などの加入者の保険料

健康保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与に応じて決められます。医療保険の保険料と介護保険料を合わせて給与から天引きされます。

2 国民健康保険加入者の保険料

国民健康保険税の算定方法と同様に、加入者の所得や人数などで世帯ごとに決められます。医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。

4 保険料の納め方（65歳以上の方）

特別徴収	普通徴収
老齢（退職）年金、 <u>遺族年金</u> 、 <u>障害年金受給者</u> について、支払われる年金から所得をもとに算出された保険料をあらかじめ天引きさせていただきます。	左記以外の方は、納期ごとに納付書をもって指定の金融機関等で納めていただくか、口座振替で納めていただきます。年度の途中で転入された方や65歳になった方も、しばらくの間は普通徴収となります。

ご注意!!

★介護保険は、介護の負担を社会全体で連帶して支え合う制度です。サービスの利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上のすべての方が被保険者となり、定められた保険料を納付しなければなりません。

★保険料を納め忘れ、滞納していると、介護サービスを利用したとき、いったん利用料を全額自己負担しなければならなかつたり、給付費の一部または全部を一時的に差し止められたりします。さらには未納期間に応じ、本来1割の利用者負担が3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。